



# 清里町教育推進計画

～未来を切り拓く力を育み、  
持続可能なふるさとを創造する学びの推進～  
令和3年度→令和7年度



清里町教育委員会



## はじめに

令和2年、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、暮らし方、働き方、学び方など、これまでの様式を見直しながら共存の道を探ってきました。

清里町においても多く影響があり、学校の休業、各種社会教育事業の中止、社会教育施設の休館など、一時住民の「学び」を保障することができなくなりました。

しかし、学校現場においては教職員の努力により児童生徒の心身のケア、そして積極的な家庭学習の取組を行い、社会教育においてもインターネットを活用したオンライン講座の開講や図書館における配本サービスなどを行い、十分ではないながらも学びの一部を継続することができました。

さて、清里町は、令和2年2月には人口が4千人を下回り、高齢化率も37%を超える状況となっています。

学校教育については、平成29年度末に緑町小学校、平成30年度末に光岳小学校が閉校し、小学校が1校となりました。

また、令和2年度から小学校、令和3年度からは中学校において「新学習指導要領」がスタートし、小学校における「英語」の教科化や「プログラミング教育」といった新たな取組が求められると同時に、ICT教育を推進するためにGIGAスクール構想の取組もはじまったところです。

社会教育においては、経済的発展や社会的課題の解決を目指したSociety5.0といわれる新たな社会に対応した人材育成が求められています。

本計画は、こうした地域の実情を背景としながら、そしてSDGsに示されている「住み続けられるまちづくり」「質の高い教育をみんなに」を踏まえたうえで、これからの本町における教育推進の方向性と具体的な施策を、策定委員会からの答申を受けて策定いたしました。

町民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、ご協力、そして参画をお願い申し上げます。

令和3年3月

清里町教育委員会  
教育長 岸本幸雄

# もくじ

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

---

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の期間	1
第3節	計画の位置づけ	2

## 第2章 計画の方向性と目標

---

第1節	清里町の教育を取り巻く現状と今後に向けた考え方	3
第2節	基本目標	4
第3節	推進目標	4

## 第3章 計画の基本施策と主な取組

---

第1節	人格形成と生きる力の基礎を培う幼児教育の推進	5
第2節	未来を切り拓く力の育成	7
第3節	社会の変化に対応した教育の推進	10
第4節	ふるさとに根差し、グローバルな人材を育成する教育の推進	12
第5節	多様性を認め合い、つながりと生きる力を育む学びの充実	15
第6節	誰もが健やかで、豊かな生涯を育むスポーツの推進	17
第7節	郷土愛を育み、 生きがいと豊かな暮らしを創造する文化活動の推進	19
第8節	知識・創造力・感性を豊かにする読書活動の推進	21
第9節	学びを促す快適な学習環境の整備	23

清里町教育推進計画策定委員会の審議経過	26
---------------------	----

清里町教育推進計画策定委員会委員名簿	26
--------------------	----

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

清里町では、平成28年度から平成32（令和2）年度を計画期間とし、「ふるさと（郷土）に誇りを持ち、未来に向かって人と文化を育む教育のまち」を基本目標とした『清里町教育推進計画』に基づいて、教育の推進にあたってきました。

また、地方自治体は、教育基本法において「教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

さらに、『第6次清里町総合計画』と『教育大綱』、そして『第9次清里町社会教育中期計画』が新たに策定され、令和3年度からはこれらに基づいたまちづくりや社会教育の推進がスタートすることになっています。

『清里町教育推進計画』は、これらのことを念頭に策定されており、急速に変化する教育環境に対応しながら、着実に地域課題解決のために推進していかねばなりません。

## 第2節 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としていますが、急速に変化する社会情勢や教育環境の変化に適切に対応するために、中間年において見直しを行うこととします。

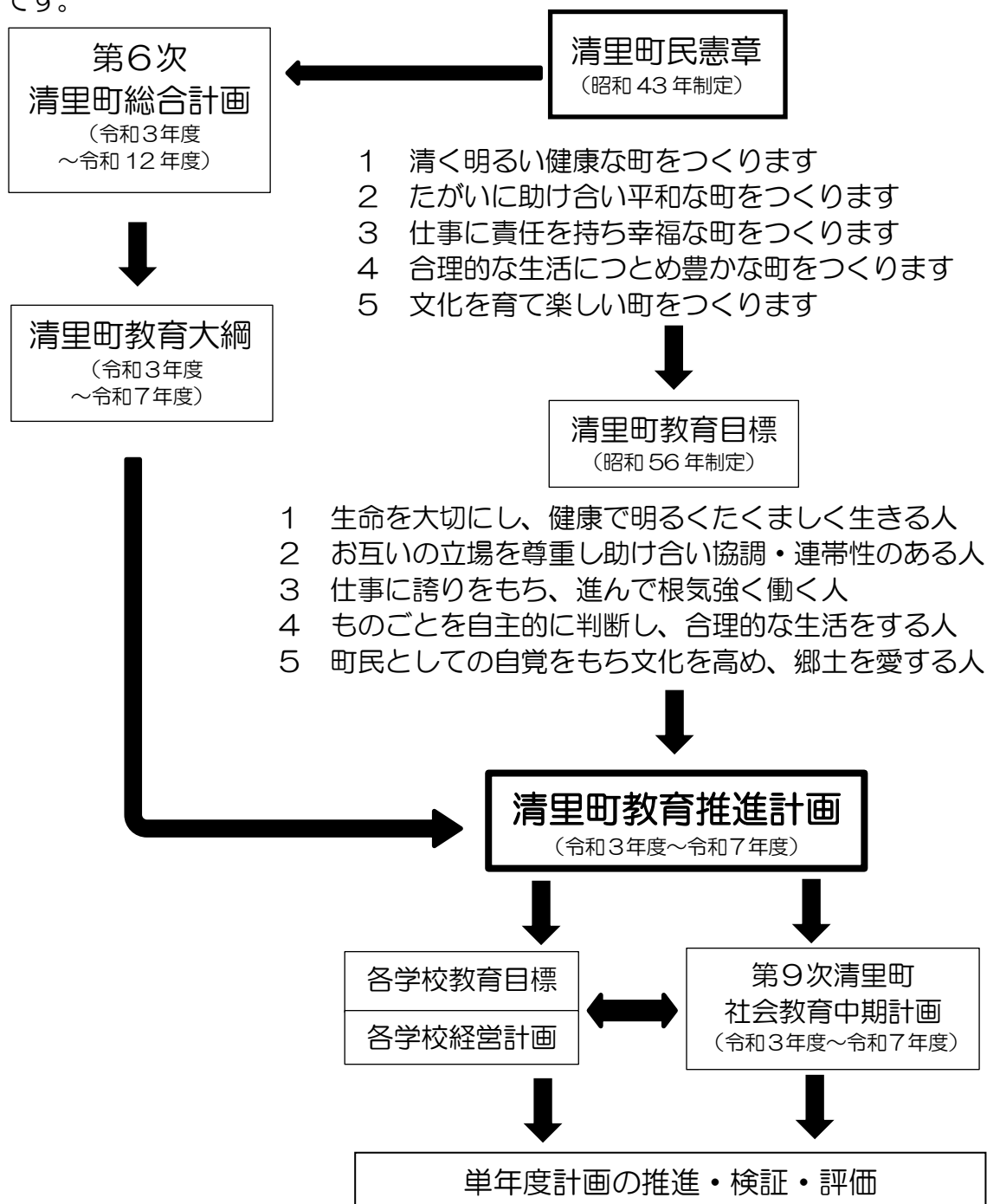
### SDGs とは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。  
2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、『清里町民憲章（昭和 43 年制定）』と『清里町教育目標（昭和 56 年制定）』の理念を前提とし、『第6次清里町総合計画（令和3年度～令和 12 年度）』並びに『清里町教育大綱』と整合性を図るとともに、町立学校の経営計画や『第9次清里町社会教育中期計画（令和3年度～令和7年度）』の基礎となるものです。



## 第2章 計画の方向性と目標

### 第1節 清里町の教育を取り巻く現状と今後に向けた考え方

清里町の学校教育は、小学校の統廃合と、それに伴うスクールバスの再編整備が平成30年度末までに完了しました。

また、清里高校存続に向けた総合支援対策事業についても、一定の成果がみられたことから、見直しを行うことを決め、令和4年度4月の入学生から適用することとしています。

しかし、すでに取組を始めている「コミュニティ・スクール」や「新学習指導要領への対応」のほか、「校舎や給食センターの老朽化」「小中一貫教育の導入」「幼保一元化に向けた認定こども園の開設」「支援の必要な児童生徒の増加」「ICT教育の推進」など、早急に取り組まなければならない課題が山積しています。

社会教育についても、「主催・共催事業の増加」や「社会教育関係団体の会員数の減少や高齢化」、「学童保育の人数増加と指導員不足」、「社会教育施設の老朽化」などの課題があります。

また、今回教育推進計画策定委員会の議論の中で浮き彫りになった課題として、以下の4点があります。

- 幼稚園や保育所から小学校への円滑な引継ぎ（就学前後の連携）
- 課題を抱えた子どもに対応する福祉や外部組織と連携した仕組みの充実
- 地域コミュニティ活動の停滞
- 家庭における教育活動への支援

これらについては重点課題として取り組む必要があります。

今回の計画は、4千人を切った人口規模と、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症による暮らし方やコミュニケーション・学習方法の変化などの影響を背景に、学校教育と社会教育が共通の目標を掲げて種々の課題解決に取り組むよう策定しました。

目標の設定については、教育の目的は「まちづくりを行うための人材育成」であるということを念頭に、教育推進計画策定委員会の学校教育・社会教育それぞれの部会において、清里町の良いところや課題、住民気質、事業の成果などについて検証協議し、そこからキーワードを導き、基本目標と6つの推進目標を設定しました。

## 第2節 基本目標

人口減少時代の中、多くの地域課題を抱える本町は、「今までどおり、これまでどおり」では町の持続的な発展を見通すことができなくなってきました。

そのことから、積極的に困難に向き合い、新しいことに挑戦する人材の育成が必要であり、学びによりそのような人材を育成することが、未来のふるさとを創る原動力になると考え、以下のとおり基本目標を設定しました。

### 『未来を切り拓く力を育み、

### 持続可能なふるさとを創造する学びの推進』

## 第3節 推進目標

教育推進計画策定委員会では、目標の設定にあたり、本町教育の諸課題について協議を行いました。そして、その内容を以下のキーワードに集約しました。

失敗体験・チャレンジ・自己表現・コミュニケーション力・思いやり  
積極性・社会の変化に対応・たくましさ・地域の教育力・仲間づくり  
地域コミュニティ・心のゆとり・順応力・達成感・郷土愛・伝統の継承  
人権理解・生きがい・異文化理解・国際化 など

このキーワードをもとに、以下のとおり推進目標を設定しました。

- 1 とともに学び・高め合いながら、しなやかな人材を育成する
- 2 失敗を恐れずに粘り強く挑戦する人材を育成する
- 3 愛と勇気に満ちあふれた人材を育成する
- 4 まちへの愛着と誇りを育み、豊かな暮らしを創造する
- 5 多様な価値観を認め合い、協働のまちづくりを推進する
- 6 学びを促進する快適な学習環境を整備する



## 第3章 計画の基本施策と主な取組

### 第1節 人格形成と生きる力の基礎を培う幼児教育の推進

#### (1) 現状と課題

現在、本町には学校法人が運営する私立やまと幼稚園と、町立の保育所が2か所（清里・札弦）開設されており、未就学児の多くがどちらかに通園（所）しています。

本町は人口が減少していくなか、出生数はこれまで30人台で推移してきましたが、近年は20人台となっており、通園（所）者数も、平成28年度をピークに、減少傾向にあります。

しかし、3歳から5歳児の通園（所）率は100%（令和2年度）となっており、就学前の教育や保育のニーズは高いことが伺えます。

これまで本町では幼稚園児の保護者に対する就園奨励費補助や給食費の無償化を行い、幼稚園の運営費補助を継続してきました。さらに、外国人英語指導助手の定期的な派遣、芸術鑑賞の機会提供などを行ってきました。

本町では幼稚園と保育所がそれぞれの役割を果たしてきているところですが、近年は慢性的に教諭、保育士不足が続いており、特別な支援を必要とする子どもの増加、就学時における小学校との連携といった課題もあり、幼保といった垣根を超えた一体的な体制の整備が必要であると考えます。

このようなことから、本町では教育と保育を一体的に提供する認定こども園を設立すべく準備が始まっています。

本町の子ども・家庭にとってどのような認定こども園とすべきなのか、運営主体、規模、運営方針、設置場所などを行政や幼稚園だけではなく、保護者、町民にも広く意見を求めながら定め、スムーズな移行を図っていかなければなりません。

#### (2) 基本施策と主な取組

家庭や地域以外での幼児教育には、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、自発的な活動としての遊びをとおして自我を育て、社会への感覚を培っていくことが求められています。

本町においては、当面の間、私立幼稚園に対する支援を継続しつつ、教育と保育、子育て支援の一体的な機能を有する認定こども園の開設に向けて準備を進めていきます。

また、支援の必要な子どもが増加傾向にあることから、小学校との連携を強化するなか、子どもが就学後に適切な教育を受けることができるよう、家庭、保育所及び幼稚園（認定こども園）、小学校のほか、子育て支援センターや保健福祉行政などと情報や認識を共有できるような仕組みづくりを行っていきます。

基本施策	主な取組
幼児教育の充実	①幼稚園と保育所に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園に対する運営費補助事業の継続</li> <li>・国際理解の基礎を培うための外国人英語指導助手の派遣</li> <li>・豊かな心と感性を培うための芸術文化鑑賞事業の実施</li> </ul> ②保護者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援事業としての学校給食の無償提供</li> </ul> ③子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育支援専門員」を中心とした子育て（就学等）相談の体制整備</li> <li>・子育て支援センターと連携した体制の構築</li> </ul>
認定こども園構想の推進	①認定こども園の開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体や設置場所の決定</li> <li>・類型や機能、教育目標などの決定</li> <li>・園舎及び外構の建設整備</li> <li>・専門的職員の確保</li> </ul>
学校教育との効果的な連携	①小中高校との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「清里町幼小中高生活指導連絡協議会」活動の充実</li> </ul> ②小学校へのスムーズな移行（就学支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な教育環境を提供するための「教育支援委員会」の機能充実</li> <li>・各学校や福祉部門と連携を図りながら適切な支援を行うための「特別支援教育連携協議会」の開催</li> <li>・日常的に幼稚園保育所（認定こども園）と小学校が情報交換や協議を行うことができる仕組みづくり</li> </ul>

## 第2節 未来を切り拓く力の育成

### (1) 現状と課題

文部科学省が実施する全国学力学習状況調査や体力運動能力調査の結果について、全道や全国の平均値と比較して一喜一憂するものではありません。

児童生徒が将来社会で生きていくために必要な力を身に付けさせること、さらには身に付けるための手法を学ばせることが義務教育の役割です。

本町では、各調査の結果を分析し、きめ細やかな指導を行うために、加配教員や学習支援員といった専門的な職員を配置するとともに、長期休業中の学習サポート事業の実施、家庭学習の手引きの作成配布などを行ってきました。

また、体力向上については、小学校に体育専科の教員を配置（～令和元年度）するとともに、社会教育事業として幼児とその保護者を対象とした事業を立ち上げ、日常的な運動習慣の定着に取り組んできました。

心の教育については、小中学校における「道徳」の教科化が始まり、日常的な指導が充実してきているところであり、教育支援専門員の配置、スクールカウンセラーの定期的な派遣を行いながら、不登校などの課題にも対応しています。

また、教職員間で児童生徒の情報を共有し、課題に対して組織全体で取り組む体制ができており、いじめや不登校につながりかねない兆候を見逃すことなく、きめ細やかな指導に努めています。

特別支援教育については、近年対象の児童生徒が増加傾向にあります。特別支援教育支援員を複数名配置するとともに、各種検査が行えるよう機材等の整備を図りながら指導にあたっています。

町内の学校については、令和元年度から小学校が1校体制となり、新学習指導要領による指導（「主体的で対話的な深い学び」）が始まりました（小学校は令和2年度・中学校は令和3年度から）。

教育委員会ではこれらの動きに適切に対応し、指導に必要な備品の整備やICT教材の導入などを行ってきました。

これからも、引き続ききめ細やかな指導に努め、「失敗を恐れずにチャレンジするしなやかな人材」を育成するための教育に努めていく必要があります。

### (2) 基本施策と主な取組

「主体的で対話的な深い学び」を目指した新学習指導要領による指導が小学校では令和2年度にスタートし、中学校においても令和3年度からスタートします。

学力向上については、教職員の資質の向上を図るとともに、きめ細やかな指導ができるよう学校に加配教員や学習支援員などを積極的に配置していきます。

心の教育については、いじめや不登校などの様々な児童生徒の課題に適切に対応するための各種取組を行ってまいりますが、学校や教育行政のみならず、保健・福祉・医療の関係機関や家庭と連携を図りながら課題解決に取り組む仕組みづくりが必要です。

健やかな体の育成については、体力・身体の成長・健康・食育・生活リズムの確立といった視点から取組を進めていきます。

また、特別支援教育につきましては、人的な指導体制を確立するとともに、児童に対して適切な支援を行うことができるよう就学前の保護者相談などの取組を行っていきます。

基本施策	主な取組
確かな学力の定着	①学習環境や指導体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国学力・学習状況調査」等の結果分析と対策</li> <li>・管理職の授業参観による教員の資質向上</li> <li>・校内研修の活性化と校外研修への積極的な派遣</li> <li>・加配教員の積極的な配置によるきめ細やかな指導</li> </ul> ②学力向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習サポート教室（夏休み・冬休み）の開催</li> <li>・学校における「朝読書」の実施</li> </ul> ③家庭教育の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における「家読」の推進</li> <li>・「家庭学習の手引き」の配布・改訂・活用促進</li> </ul>
豊かな心の育成	①道徳教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科化された道徳の授業の充実</li> </ul> ②読書活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動の充実（「朝読書」「家読」など）</li> <li>・図書館司書の学校派遣</li> </ul> ③いじめや不登校などへの適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の推進</li> <li>・いじめや不登校の防止、早期発見、適切な対応のための取組の充実</li> <li>・「清里町いじめ防止基本方針」の着実な取組</li> <li>・アンケート調査の結果への適切な対応</li> <li>・学校、家庭、教育委員会、保健福祉行政などが連携して取り組む仕組みづくり</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、教育支援専門員による相談体制の充実</li> </ul>
健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校における取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国体力・運動能力調査」等の結果分析と対策</li> <li>・休み時間や放課後を活用した運動や遊びの取組</li> <li>・フッ化物洗口の実施</li> <li>・性教育や喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の充実</li> <li>・生活リズムチェックシートの活用による生活習慣の改善</li> </ul> </li> <li>②家庭や地域における取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児と保護者を対象とした運動習慣定着のための事業</li> <li>・徒歩通学や外遊び、家の手伝い（清掃、除雪など）の奨励</li> <li>・スポーツ教室・スポーツ行事への参加奨励</li> <li>・スポーツ少年団加入の推奨</li> <li>・早寝・早起き・朝ごはん運動の取組</li> </ul> </li> <li>③学校給食の充実と食育活動の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な学校給食の提供</li> <li>・業務委託による安定的な給食の提供</li> <li>・食育活動の推進</li> <li>・学校給食における地場産品の積極的活用</li> <li>・食物アレルギーの児童生徒への適切な対応</li> </ul> </li> </ul>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育支援員の学校配置</li> <li>・「ことばの教室」の指導体制の充実</li> <li>・教育支援専門員による相談体制の充実</li> <li>・教員の免許状取得の促進</li> <li>・「育ちの手帳」の活用</li> <li>・「清里町教育支援委員会」の機能の充実</li> <li>・就学時検診における相談窓口の開設</li> <li>・保健・医療・福祉分野との連携による系統的な支援体制の確立</li> </ul> </li> </ul>

### 第3節 社会の変化に対応した教育の推進

#### (1) 現状と課題

学校教育を取り巻く情勢は、近年大きく変化しており、道徳教育の教科化、小学校における英語の授業の本格的な導入、プログラミング教育、そしてGIGAスクール構想の推進など、取り組まなければならない基本的な事項が山積しています。

また、本町においては、小学校が統廃合により1校となりました。よって、現在は小中高それぞれ1校体制となっており、幼稚園と保育所双方の機能を兼ね備えた認定こども園の開設についても準備が始まっていることから、幼児期から高校までを見とおした教育が展開しやすくなり、現在は小中一貫教育の導入に向けた協議も行われているところです。

ICT教育については、すでに電子黒板やタブレットを一部導入するとともに、令和元年度には小中学校のパソコン教室のパソコンを更新しているところです。

しかし、令和2年度に入り、国のGIGAスクール構想が前倒して推進され、児童生徒ひとり一台タブレット端末が貸与されることとなり、学校において有効活用の方策を検討しているところです。

#### (2) 基本施策と主な取組

ICT教育は、機器の整備も重要ですが、教員が機器操作の基本的なスキルを身に付け、授業において効果的に活用されるようになることを当面の目標として推進体制を整備していく必要があります。

特色ある教育活動の推進については、各学校が課題としてとらえている事項について、交付金を有効に活用して積極的に取り組むことが求められます。

学校間連携の推進については、「小中高校連携推進協議会」の中で調整を行ってきましたが、今後は認定こども園も含めて情報共有や共通理解を図ることに努める必要があります。

新学習指導要領をはじめとした教育課程に関連した新たな取組や見直しについては順次対応してきたところですが、引き続き教職員の研修の充実を図りながら、きめ細やかな質の高い教育が推進されるよう取り組む必要があります。

基本施策	主な取組
ICT 教育の推進	①推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GIGA スクール構想の実現</li> <li>・ 利活用についての教職員への支援体制の充実</li> </ul> ②教育内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報モラル教育の充実</li> <li>・ プログラミング教育の充実</li> <li>・ タブレットを活用した教育活動の確立</li> </ul>
キャリア教育の推進	①効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターンシップの充実</li> <li>・ 「キャリアパスポート」の有効活用</li> </ul>
特色ある教育活動の推進	①各学校における特色ある教育活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特色ある学校づくり推進事業交付金」の活用促進</li> </ul> ②各種課題に対応した教育活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・防犯・交通安全・環境・プログラミング教育などの実施</li> <li>・ 地域の人材や教育資源を活用した教育活動の推進</li> </ul>
学校間連携の推進	①学校（幼稚園・保育所含む）間連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校種間の情報共有や連携の推進</li> <li>・ 清里町小中高校連携推進協議会の効果的な運営</li> <li>・ 清里町学校教育振興会（幼小中高生活指導連絡協議会含む）への支援</li> </ul> ②小中一貫教育の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清里町小中一貫教育推進協議会による方針の確立</li> <li>・ スムーズな導入に向けての環境整備</li> </ul>

## Society5.0 とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

## 第4節 ふるさとに根差し、グローバルな人材を育成する教育の推進

### (1) 現状と課題

清里町は、ニュージーランドモトエカ町との交流を平成2年度からはじめ、海外派遣研修や交換留学生事業、外国人英語指導助手（ALT）のニュージーランドからの採用などを行ってきました。

海外派遣研修事業については、高校支援の側面から、平成24年度より参加対象を清里高校の希望する1年生全員としてきたところですが、令和5年度からは中高校生を対象とした事業に改めることが決まっており、プログラムの再構築などの課題があります。

外国人英語指導助手（ALT）については、令和2年度現在、業者の派遣社員としてアメリカを母国とする2名が幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校・学童保育で指導を行っています。

交換留学生事業については、清里高校とニュージーランドモトエカ高校間で行っていますが、受入留学生のホームスティ先の確保などの課題があります。

ふるさと学習の推進については、小学校3・4年生の授業で使用する社会科の副読本「きよさと」を令和元年度に改訂発行して活用しています。

平成29年度にスタートした学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）については、令和元年度より地域と学校をつなぐコーディネーターを配置して、地域の人材や自然環境などの教育資源を活用した教育活動が行われています。

清里高等学校については、存続対策として平成16年から高校支援対策事業を行ってきましたが、小清水高校の閉校、北海道教育委員会のこれからの高校づくりに関する指針の見直し、そして支援事業の効果もあり、存続については一定の目処が立ったことから、新たな支援を令和4年度から取り組んでいくこととしています。

### (2) 基本施策と主な取組

これからの教育は、しっかりと地域に軸足を置きながらも、グローバルな感覚を身に付けていくことが大切です。

国際理解教育については、小学校における英語や外国語活動が本格的に開始されたことから、教員のスキルアップや指導体制の充実が急務であるとともに、認定こども園から高校までを見とおして、指導内容の共通理解を図ることも必要です。



また、清里町とニュージーランドモトエカ町との長年の交流を活かし、ニュージーランドを学習素材として国際理解教育を推進していくことも効果的であると考えます。

中高校生海外派遣研修事業については、グローバルな人材を育成する機会として、中高校の理解と協力を得ながら研修内容を精選していきます。

清里高校生を対象とした交換留学生事業については、事業の運営体制確立に取り組むとともに、モトエカ高校と清里高校の日常的な交流が推進されるよう要望に応じて支援を行っていきます。

外国人英語指導助手（ALT）については、複数人の雇用による認定こども園（幼稚園・保育所）小・中・高校、学童保育への派遣を行うとともに、ニュージーランド（可能であればモトエカ町）出身者を積極的に雇用し、英語教育のみならず、国際交流や一般市民を対象とした英会話教室など、幅広い事業展開を行っていきます。

ふるさと学習については、小学校3・4年生の授業で使用する社会科の副読本「きよさと」の有効活用と計画的な改訂を行うほか、デジタル化などについても検討していきます。

さらに、「郷土資料館」についても積極的に活用していきます。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度については、学校における効果的で継続的な利活用を定着させることと、地域住民の学校への関心を高めることが必要です。

清里高等学校への支援については、新たな支援内容の定着を図ることが必要です。特に、新たに実施する「魅力ある教育活動支援事業」については、生徒がより充実した学習が行えるよう、学校及び教職員のニーズを把握しながら、弾力的に運用していく必要があります。

基本施策	主な取組
国際理解教育の推進	①推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人英語指導助手（ALT）の学校等への派遣</li> <li>・中学校における英語検定受験の補助</li> <li>・清里高校とモトエカ高校の交流の支援</li> </ul> ②各種事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高校生海外派遣研修事業の実施</li> <li>・清里高校とモトエカ高校の交換留学生事業の推進</li> <li>・英語や外国文化に触れる機会の充実</li> </ul>

<p>ふるさとに根差した教育活動の推進</p>	<p>①郷土学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校社会科副読本「きよさと」の有効活用と改訂、デジタル化の検討</li> <li>・郷土資料館や地域の学習素材（自然環境など）を活用した教育の推進</li> </ul> <p>②地域の教育力を活用した学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」制度の有効活用</li> <li>・コミュニティ・スクールコーディネーターの学校派遣</li> <li>・地域活動や行事への積極的な参加</li> <li>・学校だよりの全戸配布やホームページの充実</li> </ul>
<p>清里高等学校の支援</p>	<p>①清里高等学校総合支援対策事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある教育活動への支援の充実</li> <li>・通学や部活動、進路選択のための各種支援</li> </ul> <p>②町との連携体制の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小中学校との連携</li> <li>・清里高等学校支援連携会議の開催</li> </ul>

### 認定こども園 とは

幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設で、清里町でも設立に向けた準備が始まっています。

### GIGA スクール構想 とは

学校において児童生徒にひとり1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちの資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

タブレット端末は調べ学習やソフトを使った学習のほか、段階的に電子教科書の導入や、家庭学習にも活用されることが見込まれています。

## 第5節 多様性を認め合い、つながりと生きる力を育む学びの充実

### (1) 現状と課題

本町では、青少年の学びを支援するために、各種社会教育関係団体が連携し、団体の特色を活かしながら「きよさと子ども塾」を実施し、創作活動や自然体験などの活動の機会を提供しています。今後も、団体と教育委員会が連携して体験活動を実施するとともに、プログラムの充実が必要です。

未就学児とその保護者を対象としたひよっこクラブでは、運動教室ならびに保護者向けの学習講義を実施していますが、このような事業のニーズが高くなっていることから、今後も事業を充実させていく必要があります。

また、中高校生を対象として次代を担うリーダー養成を目的としたジュニアリーダークラブを創設し、各社会教育事業でのボランティア活動を実施しています。今後はボランティア活動のみならず、参加者がリーダーとして主体性を育むことができる事業展開が望まれます。

成人の学びについては、清里みらい塾を実施し、地域課題の解決を目的とした講演会やグループワークを実施しています。また、大人の部活動は趣味や生きがいづくりの活動を通じた仲間づくりを目的としており、町民主体型の講座を実施しています。今後は、終了後に参加者同士が自主的な活動を行っていけるような仕組みづくりが必要です。

高齢者の学びでは、ことぶき大学を年30回程度開講し、高齢者の学びと交流を軸とした事業を実施しています。今後は、高齢者の生きがいづくりや健康維持のために継続した開講と学習講義の内容の充実が必要です。

家庭教育や子育て世代への支援としては、子育てを考える集いを開催し、子育ての悩みや課題について学習する機会を提供しています。今後は、外部講師からの講演だけではなく、親世代や地域住民が交流できる環境づくりなど、学びの場として見直しが必要です。

また、就労支援として学童保育を実施しています。子どもたちの安心安全な保育を行うために指導員の安定的な確保や運営体制の充実が必要です。

### (2) 基本施策と主な取組

変化の激しい社会を生きていくためには、主体的に学び、多様な人と協働しながら様々な課題や問題を解決していく力を身に付けることが必要であり、地域全体で学び合い、全ての世代で人と人とのつながりを作ることが重要です。

これまでは、主に青少年期から学びへのアプローチをしてきましたが、幼児期とその保護者に対しても積極的に働きかけ、人と人とのつながりに重点を置いた

事業を展開します。また、個人の趣味や教養を深めるための支援や、ライフステージに応じた学習機会の提供を行うとともに、仲間づくりや地域と協働した取組が必要となります。

高齢者世代については、ことぶき大学などの活動を通じ、異世代との交流や豊かな経験を次世代へつなぐことを目指すとともに、ICT 機器を活用した学習機会の提供を検討します。

子育て世代への支援としては、子育てを考える集いを行っていますが、子育てに関する悩みや課題を共有する機会となるよう事業の見直しを行います。また、関係機関と連携を図りながら子育てに関する学びと交流の場を提供します。

また、学童保育も継続的に実施し、安心、安全な保育環境の充実を図ります。

基本施策	主な取組
生きる力を育む幼少年教育の推進	①各種体験活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・きよさと子ども塾のプログラム内容の充実及び参加対象年齢の引下げ</li> <li>・未就学児とその保護者を対象とした体験事業の実施</li> </ul> ②ジュニアリーダー養成事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業プログラムの構築</li> <li>・異年齢層との交流事業の実施</li> </ul>
学びを地域で活かす学習活動の推進	①学習成果を活かす事業展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民海外派遣研修事業の内容見直し</li> </ul> ②町民の主体的な学習活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人の部活動の内容見直し</li> <li>・地域の課題に取り組む学習機会の提供（清里みらい塾事業）</li> <li>・ことぶき大学の内容充実</li> <li>・ICT 機器を活用した学習方法の確立</li> </ul> ③社会教育関係団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体への指導助言及び支援</li> <li>・社会教育関係団体の担い手育成支援</li> </ul>
家庭教育や子育て世代への支援	①家庭教育や子育てに関する学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを考えるつどいの内容及び運営体制の見直し</li> <li>・子育て世代の学びと交流の場の提供</li> </ul> ②学童保育事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が安心、安全に活動ができる環境整備</li> <li>・保育プログラムの充実</li> <li>・専任職員の配置検討</li> </ul>

## 第6節 誰もが健やかで、豊かな生涯を育むスポーツの推進

### (1) 現状と課題

本町のスポーツ活動は、町民の皆さんが健康で心豊かな生活を実現するうえで重要な役割を担っています。

高齢者の健康づくりでは、いきいき健康セミナーにおいて、運動プログラムの指導や健康に関する講座を実施し、多くの方が参加しています。

一般成人を対象とした健康づくりでは、さわやか健康講座を実施していますが、個人に応じた運動方法の指導や健康に関する学習など内容を充実する必要があります。

また、トレーニング教室は、中高校生向けと一般向けを開催しており、中高校生向けでは柔軟性や基礎体力の向上を目指した指導が行われ、一般向けでは体幹トレーニングを中心としたプログラムが行われています。

これらの事業は、実施後に継続した取組となるよう働きかけが必要です。

町民プールにおいては、世代ごとにエアロビクスや水泳教室等を実施し、運動機能の向上が図られています。また、参加者の大半が日常的にプールを利用することに繋がっています。

児童生徒を対象としたスポーツ大会は、種目の見直しや主催団体と学校との連携により参加者が一部増加したものの、全般的に減少傾向にあります。

自治会対抗ミニバレーボール大会は、自治会の積極的な取組により参加者も増加傾向にあり、住民一体となった大会となっています。

各スポーツ団体への支援は、運営費補助や主催する大会や教室の運営支援を行うとともに、指導者育成のための研修参加費補助を行っています。今後は団体への加入促進や活動の活性化に繋がる取組が必要です。

### (2) 基本施策と主な取組

心身ともに健康で充実した生活を営むために、ライフステージに応じたスポーツや運動を行うことができる環境の整備が必要です。

町民が積極的にスポーツ活動に取り組んでいくために、団体活動への支援や各種運動教室の充実を図ります。また、健康づくりへの意識の高まりは強く、各種教室への参加率も高いため、継続して健康づくり事業を行います。

スポーツ団体の会員数やスポーツ大会への参加者数が減少傾向にあるため、支援のあり方や大会運営についてスポーツ団体と協議を行っていきます。また、スポーツを通じた世代間交流を推進する事業の実施について検討します。

基本施策	主な取組
健康づくりとスポーツ活動の推進	①健康づくり講座の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉部局と連携した健康づくり事業の実施</li> <li>・各種講座を通じたコミュニティづくりの推進</li> <li>・新規参加者の加入促進</li> <li>・自主的なサークルや団体育成への誘導</li> </ul> ②健康づくり・スポーツ環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設の整備と充実</li> </ul>
スポーツに親しむ機会の提供	①多様なスポーツに親しむ機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者から高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しむことができる活動機会の促進</li> <li>・障がい者スポーツの理解と普及の推進</li> </ul>
スポーツ団体への支援の充実	①大会や教室を運営するための体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ関係団体との連携を強化</li> <li>・参加しやすい環境づくりや周知方法の検討</li> </ul> ②スポーツ団体への各種支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ指導者の育成支援</li> <li>・スポーツ団体の担い手育成支援</li> </ul>

### 生きる力 とは

- ・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力

などのこととされています。

## 第7節 郷土愛を育み、生きがいと豊かな暮らしを創造する文化活動の推進

### (1) 現状と課題

芸術鑑賞については、実行委員会の主催によりプラネットステージ公演を年に1回から2回程度実施し、町民に鑑賞機会を提供しています。また、青少年芸術劇場を実施し、児童生徒に鑑賞機会を提供しています。

町内で活動している個人や団体の芸術作品をまちかどギャラリー作品展として、生涯学習総合センターで展示していますが、町民の文化芸術活動の発表機会としてPRの強化や内容の充実が必要です。

町民の文化活動の成果を発表（鑑賞）する機会として、町民文化祭（小中高校音楽発表会）を実施していますが、近年の文化団体会員の減少・高齢化、小学校の統廃合により従来の形での実施が困難となり、観客も減少してきていることから、内容や運営方法の見直しが必要です。

文化団体への支援については、団体への助成や活動への指導助言等を行っていますが、団体活動は縮小傾向にあります。

郷土資料館については、町の歴史的資料を保存展示していますが、職員は常駐しておらず、来館者も少ない状況です。

郷土芸能については、郷土芸能保存会と連携を図り「竜神太鼓」や「じゃがいも踊り」の継承に取り組んでいますが、近年は活動が停滞しています。

### (2) 基本施策と主な取組

文化活動については、文化団体会員の高齢化や担い手不足などの課題や、郷土芸能の継承方法について検討します。また、若年層をはじめ幅広い世代が文化・芸術に触れる機会を提供します。

芸術鑑賞については、感性と表現力を育む質の高い芸術鑑賞機会を提供します。また、町民文化祭のあり方や開催方法について見直しを行います。

学習活動やその成果を活かした地域社会への参画を促進するには、住民が地域の歴史や文化などを知り、地域に愛着と誇りを持つことが重要です。そのために地域貢献意欲の基盤となる郷土愛や、地域理解を促進するための事業を実施します。

基本施策	主な取組
<p>生きがいと豊かな暮らしを育む文化活動の推進</p>	<p>①町民が気軽に親しめる文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化活動の成果を発表する機会の拡充や情報発信</li> <li>・町民が気軽に文化や芸術を体験できる機会の提供</li> </ul> <p>②文化を通じた人づくり仲間づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「竜神太鼓」や「じゃがいも踊り」の継承を通じた仲間づくり</li> <li>・文化団体の担い手の育成支援</li> </ul>
<p>芸術・文化に触れる機会の創出</p>	<p>①プラネットステージ公演の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員会の組織強化</li> <li>・多様なジャンルの鑑賞事業を実施</li> </ul> <p>②町民文化祭（小中高校音楽発表会）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化連盟と連携した新たな発表機会の検討</li> <li>・小中高校音楽発表会の内容見直し</li> </ul>
<p>郷土愛を育む学習の推進</p>	<p>①郷土資料館の利活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料の整理と保存</li> <li>・郷土資料のデジタル化による保存の検討</li> <li>・郷土学習の拠点施設としての利活用の検討</li> </ul> <p>②郷土愛を育む学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土芸能の普及と継承</li> <li>・多様な世代への郷土学習の推進</li> </ul>

「新学習指導要領」の内容は

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、「何を学ぶか」だけではなく、「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、3つの力をバランスよく育みます。



## 第8節 知識・創造力・感性を豊かにする読書活動の推進

### (1) 現状と課題

家庭における読書習慣の定着を図るため子育て支援センターが実施しているブックスタート事業と連携し、本の紹介や図書館の利用案内を行っています。

家庭内での読み聞かせや家読（うちどく）の普及啓発については、具体的な活動ができていない状況であり、幼稚園、保育所、学校、PTA連合会などと連携し普及啓発を図る必要があります。

また、小中学校への図書館司書派遣や配本などにより、読書活動の定着を図っていますが、中学生以上の図書館の貸出し実績が減少傾向にあり、読書離れが見受けられます。

図書館の管理運営については、清里町スポーツ文化施設管理協会に委託しています。多くの町民に利用をしていただくためには、今後も利用しやすいサービスの提供や環境整備などの充実が必要です。

読み聞かせ会については、定期的を開催していますが、運営ボランティアの育成が必要です。

### (2) 基本施策と主な取組

子どもの読書意欲を喚起する活動が不足している現状を踏まえ、家庭での読書（家読）の推進や読み書きに視点を当てた取組を行います。

誰もが気軽にかつ快適に図書館を利用することができ、生涯にわたり本に親しむことができるよう町民の読書環境の充実に努めます。

また、読書離れに対する取組や、子どもの読書活動については、小中高校、幼稚園、保育所と連携を図りながら推進していきます。

基本施策	主な取組
図書館事業の活性化と充実	①読書意欲を喚起する事業の実施 ・読み聞かせ会の実施と運営ボランティアの育成 ・子ども読書の日、図書館まつりの充実 ・本に親しむ機会の提供
読書環境(図書館)の整備	①町民が読書に親しめる環境づくり ・排架の工夫や除籍による蔵書の更新 ・図書館システムと連携した読書通帳や、オーディオブックの導入検討

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館職員によるレファレンスサービスの質の向上</li> <li>・図書館だより等によるPRの強化</li> </ul>
各学校との連携と家庭への読書習慣の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭における読書活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家読（うちどく）の普及啓発</li> </ul> </li> <li>②学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館司書の小中学校への派遣</li> <li>・学校図書館との情報交換及び資料展示等の助言、支援</li> <li>・調べ学習や教科指導を支援できる体制整備</li> <li>・学校図書館担当教員との連携体制の強化</li> </ul> </li> </ul>

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた  
社会教育の振興方策について」  
(平成30年12月・中央教育審議会答申)

地域における社会教育の意義と果たすべき役割を「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」とし、「住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくこと」が重要で、「誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組」が必要であるとしている。

さらに、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」「ネットワーク型行政の実質化」「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」により「開かれ、つながる社会教育の実現」が新たな社会教育の方向性であるとしている。

## 第9節 学びを促す快適な学習環境の整備

### (1) 現状と課題

各学校の職員体制については、定数内の教職員のほか、加配教員や学習支援員、特別支援教育支援員などを配置しています。

また、読書、国際理解教育、コミュニティ・スクールを担当する職員などを定期的に派遣し、教育の質を高める取組を行っていますが、今後もこれら専門職員の配置及び派遣が必要です。

校舎や給食センターについては、長寿命化計画を策定し、令和2年度から清里小学校の大規模改修に着手しています。

今後は、給食センターや清里中学校の整備・改修について検討していかなければなりません。

教育委員会の活動については、概ね月1回の教育委員会議と教育委員会協議会を開催するとともに、校長との懇談、学校訪問、総合教育会議における町長との懇談などを行っています。

今後も、教育現場の状況を的確に把握し、町と共通理解を図りながら本町の教育推進に努めていかなければなりません。

社会教育については、生涯学習総合センターをはじめとした関係施設の老朽化が進行しており、早急な対応が求められるところです。また、今後の人口減少などから施設利用者の減少傾向は続くことが予想されるため、既存施設や閉校となった学校施設の有効活用を含めた施設のあり方や整備手法を検討していく必要があります。

社会教育委員の活動については、年間5回程度の会議を開催し、社会教育事業の点検評価や、各種研修会への参加、スポーツ推進委員との情報交換などの活動を行っています。また、スポーツ推進委員の活動については、年間10回程度の会議を開催し、主管スポーツ事業の運営などの活動を行っています。

今後も、地域・行政・住民をつなぐコーディネーターとして、住民の学習・スポーツ活動を推進する取組が必要です。

町民に向けての学習情報の提供については、広報誌やチラシのほか、インターネット等を活用して行っているところですが、情報が町民に届いていないという声も聞かれます。

住民の学習活動は、教養、文化、スポーツ、まちづくりなど様々な分野で取り組まれています但其形態は多種多様です。

今後は、これらの学習活動や地域コミュニティをサポートしていくための人材育成が必要となります。

## (2) 基本施策と主な取組

充実した教育活動を推進するためには、専門的な職員の適切な配置が必要であることから、引き続き各学校及び教育委員会事務局に必要な専門職員を配置します。

また、校舎などの施設整備については、現在施工中の清里小学校大規模改修工事を計画どおり実施するとともに、給食センターや清里中学校校舎については、今後の児童生徒数の推移や認定こども園の開設に向けた協議なども踏まえて、改修等の方向性を定めていきます。

社会教育施設は、ほぼすべての施設が老朽化していることから、長寿命化を図るために計画的な修繕や改修を行っていくことを基本とした個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、将来的な施設のあり方や方向性を定めていきます。

社会教育委員やスポーツ推進委員の活動は、それぞれに目的を達成できるよう資質の向上を図っていきます。

また、情報発信や広報活動については、学習活動がより促進されるために必要な情報を、より伝わる方法で発信していくための手法を検討していきます。

基本施策	主な取組
<p>教育の質を高めきめ細やかな支援を行うための専門的職員の配置</p>	<p>①学校への専門的職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学習支援員」「特別支援教育支援員」「スクールサポートスタッフ」「コミュニティ・スクールコーディネーター」「加配教員」の配置</li> <li>・「外国人英語指導助手」「司書」「スクールカウンセラー」の派遣。</li> </ul> <p>②その他の専門的職員の配置と資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局への「教育支援専門員」「社会教育主事」の配置</li> <li>・教職員や専門的職員の研修機会の充実</li> <li>・学校教育振興会への積極的な支援</li> </ul>
<p>快適な学びを保障する学校教育の環境整備</p>	<p>①学校等施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清里小学校の計画的な改修</li> <li>・清里中学校の改修に向けた検討</li> <li>・学校給食センターの整備方針の検討</li> <li>・教職員住宅の適切な維持管理と計画的な整備</li> </ul> <p>②学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の職場環境の整備</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校図書や教材の整備</li> <li>• スクールバスの安全運行</li> <li>• 防犯カメラの計画的な設置</li> <li>• 奨学資金貸付制度の充実</li> </ul>
学びを促進するための社会教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会教育施設の計画的な修繕、改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 生涯学習総合センターの改修</li> <li>• 図書館 AV コーナーの改修</li> <li>• スポーツ施設の改修（清里トレセン・野球場・武道館）</li> <li>• 町民スキー場の整備（リフト・ロッジ等）</li> </ul> </li> <li>②社会教育施設の維持管理とあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各施設の個別施設計画（長寿命化計画）の策定</li> <li>• 郷土資料館、清里ゲートボール場、札弦トレーニングセンターのあり方の検討</li> <li>• 各施設の管理運営体制の検討（業務委託等）</li> <li>• 各種施設と備品の使用料の見直し</li> </ul> </li> <li>③各種車両の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会教育指導車の更新</li> <li>• 生涯学習活動車の適正な運行管理</li> </ul> </li> </ul>
各種委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育委員会機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員と学校関係者との懇談の実施</li> <li>• 教育委員会会議及び協議会の活性化</li> </ul> </li> <li>②各種委員活動の効果的な運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校運営協議会の効果的な運営</li> <li>• 社会教育委員（生涯学習総合センター運営審議会）会議の協議内容の充実</li> <li>• スポーツ推進委員活動の充実</li> </ul> </li> </ul>
学習情報の効果的な発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学習情報収集と発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学習活動を促す情報の収集と発信</li> <li>• 町民に届く情報発信の工夫（町の広報・ホームページ・お知らせメール・Facebook 等の効果的な活用、チラシの配布、ポスターの掲示等）</li> </ul> </li> </ul>

## 清里町教育推進計画策定委員会の審議経過

日程	実施項目	協議内容
令和2年 5月 1日	諮問	
令和2年 5月28日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問内容について</li> <li>・ 事前アンケート結果について</li> </ul>
令和2年 6月 3日	第1回社会教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の体系について</li> </ul>
令和2年 6月11日	第1回学校教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標設定について</li> </ul>
令和2年 6月23日	第2回社会教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題と目標設定について</li> </ul>
令和2年 6月30日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標設定について</li> </ul>
令和2年 7月20日	第2回学校教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価と課題について</li> </ul>
令和2年 7月21日	第3回社会教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本目標と推進目標について</li> </ul>
令和2年 8月26日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本目標と推進目標について</li> </ul>
令和2年10月 2日	第3回学校教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育の施策について</li> <li>・ 学校教育の施策について①</li> </ul>
令和2年10月27日	第4回学校教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育の施策について②</li> </ul>
令和2年11月25日	第5回学校教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申内容（素案）について</li> </ul>
令和2年12月 2日	第4回社会教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各分野の施策について</li> <li>・ 答申内容（素案）について</li> </ul>
令和2年12月14日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申（案）について</li> <li>・ 答申</li> </ul>

※社会教育部会は「社会教育中期計画策定委員会」として実施しています

## 清里町教育推進計画策定委員会委員名簿

平野 真奈美	清里小学校長	学校教育部会
畠山 稔	清里中学校長	//
佐藤 学	清里小学校 PTA 会長	//
原田 健嗣	清里中学校 PTA 会長	//
柳谷 克彦	清里町社会教育委員	社会教育部会
橘 恭子	清里町社会教育委員	//
浅野 智樹	清里町スポーツ推進委員	//
吉田 哲也	清里町スポーツ推進委員	//

清里町教育推進計画  
(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月発行  
清里町教育委員会